

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 (06-6208-8071)
処分担当名	各区保健福祉センター福祉業務担当 (各区役所福祉業務担当課)
処分の名称	療育手帳の交付申請
概 要	・療育手帳は、各種の福祉サービスを受けるため、申請に基づき交付されるものです。 ・こども相談センター又は大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンターにおいて、療育手帳判定基準に該当する知的障がいであると判定された方に対して療育手帳を交付します。 ・障がいの程度はA、B 1、B 2 に区分されます。
根拠法令等 及び条項	・申請手続の根拠について ①大阪市療育手帳交付規則第4条 第1項 ②大阪市療育手帳交付要綱第2条 ・交付の根拠について ①大阪市療育手帳交付規則第7条 第2項、第3項 ・審査基準の根拠について ①大阪市療育手帳交付要綱 別表 (療育手帳判定基準)
審査基準	・療育手帳の交付申請があった場合、区保健福祉センター福祉業務担当で申請書の受付を行い、申請者が18歳未満の場合の判定はこども相談センター、18歳以上の場合の判定は大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンターで行います。 ・判定については、厚生労働省社会・援護局から次の①②の通知 (ガイドライン) が発出されており、本市ではこの通知を参考に実施しております。 ①療育手帳制度について (昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知) ②療育手帳制度の実施について (昭和48年9月27日付け発児第725号厚生省児童家庭局長通知)
標準処理期間	
経由日数	なし
提出先	各区保健福祉センター福祉業務担当 (各区役所福祉業務担当課)
提出時期	随時
提出方法	以下の書類等を区保健福祉センター福祉業務担当に提出してください。 ア．療育手帳 (新規・更新・再) 交付申請書 イ．写真 (たて4cm×よこ3cm、申請のときから1年以内に撮った上半身を写したもの) ウ．マイナンバーに係る確認書類 なお、アは様式に定めがありますので、区保健福祉センター福祉業務担当で受領してください。
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉センター福祉業務担当 (各区役所福祉業務担当課)
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000645066.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 (06-6208-8071)
処分担当名	各区保健福祉センター福祉業務担当 (各区役所福祉業務担当課)
処分の名称	療育手帳の再交付申請
概 要	- 療育手帳を交付された方で、次のいずれかに該当する場合は、申請に基づき療育手帳を再交付します。 ①療育手帳の交付を受けた方が、次の判定年月を迎えるとき ②療育手帳の交付を受けた方の知的障がいの程度に著しい変化が生じたとき ③療育手帳を破ったり、汚したり、失った場合 (亡失、き損)
根拠法令等 及び条項	・大阪市療育手帳交付規則第8条、第10条 ・大阪市療育手帳交付要綱第5条
審査基準	・療育手帳の紛失に伴う再交付申請の場合は、次のとおり、新規申請時と審査基準は同じです。 ・療育手帳の交付申請があった場合、区保健福祉センター福祉業務担当で申請書の受付を行い、申請者が18歳未満の場合の判定はこども相談センター、18歳以上の場合の判定は大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンターで行います。 ・判定については、厚生労働省社会・援護局から次の①②の通知 (ガイドライン) が発出されており、本市ではこの通知を参考に実施しております。 ①療育手帳制度について (昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知) ②療育手帳制度の実施について (昭和48年9月27日付け発児第725号厚生省児童家庭局長通知)
標準処理期間	
経由日数	なし
提出先	各区保健福祉センター福祉業務担当 (各区役所福祉業務担当課)
提出時期	随時
提出方法	以下の書類等を区保健福祉センター福祉業務担当に提出してください。 ア. 療育手帳 (新規・更新・再) 交付申請書 イ. 写真 (たて4 c m×よこ3 c m、申請のときから1年以内に撮った上半身を写したもの) なお、アは様式に定めがありますので、区保健福祉センター福祉業務担当で受領してください。
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉センター福祉業務担当 (各区役所福祉業務担当課)
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000645066.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課（06-6208-8033）
処分課（担当）名	各区保健福祉課（介護保険業務担当）
処分の名称	居宅介護サービス費等支給申請
概 要	要介護・要支援者が、介護（予防）サービス受給の際にかかった費用の全額を支払った場合は、申請により居宅介護サービス費等の支給決定を行い通知する。また、認められない場合は不支給決定を行い通知する。
根拠法令等 及び条項	大阪市介護保険条例施行規則第18条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	被保険者から申請があった場合後、本市では、その内容の確認を行い大阪府国民健康保険団体連合会（以下、「連合会」）に送付し、連合会にて審査を行い、その結果をもって被保険者に支払の決定を行う。
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	お住まいの区の区役所介護保険業務担当
提出時期	随時
提出方法	居宅介護サービス費等支給申請書、領収書、口座振替証明書、サービス提供証明書（受けたサービス内容を明らかにする書類）を提出する。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の区役所介護保険業務担当
ホームページ	
備 考	

整理番号	福祉－規申－4
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課（06-6208-8033）
処分課（担当）名	各区保健福祉課（介護保険業務担当）
処分の名称	介護保険 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請
概 要	在宅の要介護・要支援者が、都道府県の指定をうけた事業者から特定福祉用具・特定介護予防福祉用具を購入したときは、保険者が日常生活の自立を助けるための認める場合に限り、居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費の支給決定を行い通知する。また、認められない場合は不支給決定を行い通知する。
根拠法令等 及び条項	大阪市介護保険条例施行規則第19条1項 （ https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ）
審査基準	在宅の要介護・要支援者が都道府県の指定をうけた事業者から特定福祉用具・特定介護予防福祉用具を購入し、保険者が日常生活の自立を助けるための認める場合に限り支給の決定を行う。 特定（介護予防）福祉用具の種類 ①腰掛便座 ②自動排泄処理装置の交換可能部品 ③排泄予測支援機器 ④入浴補助用具 ⑤簡易浴槽 ⑥移動用リフトのつり具の部分
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	お住まいの区の区役所介護保険業務担当
提出時期	随時
提出方法	介護保険 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書・特定（介護予防）福祉用具販売にかかる見積書・口座振替申出書に必要事項を記載のうえ、購入品のカタログ、領収証を提出する。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の区役所介護保険業務担当
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000130126.html
備 考	

整理番号	福祉－規申－5
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課（06-6208-8033）
処分課（担当）名	各区保健福祉課（介護保険業務担当）
処分の名称	介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請
概 要	在宅の要介護・要支援者が、手すりの取り付けなど厚生労働大臣が定める種類の住宅改修を実際に居住する住宅（住所地）について行ったときは、保険者が要介護者等の心身の状況等から必要と認めた場合に限り、居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費の支給決定を行い通知する。また、認められない場合は不支給決定を行い通知する。
根拠法令等 及び条項	大阪市介護保険条例施行規則第19条1項 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	在宅の要介護・要支援者が、手すりの取り付けなど厚生労働大臣が定める種類の住宅改修を実際に居住する住宅（住所地）について行う場合に事前に申請を行い、保険者が申請内容の確認を行い要介護者等の心身の状況等から必要と認めた場合は承認し、工事完了後に事後の申請を行い工事内容に不備がなければ支給の決定を行う。 居宅介護住宅改修の種類 ①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑りの防止等及び移動の円滑化等のための床材又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取換え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	お住まいの区の区役所介護保険業務担当
提出時期	随時
提出方法	事前申請時の提出書類 ・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書 ・住宅改修が必要な理由書 ・介護保険住宅改修に係る見積書 ・住宅改修施工計画書 ・施工前の写真（撮影日付が写し込まれているもの） ・承諾書（必要な場合） ・口座振替申出書 事後申請時に必要な書類 ・受付印押印済みの申請書の写し（着工日及び完成日を記入すること） ・工事代金の領収書（被保険者あてに発行されたもの） ・施工後の写真（撮影日付が写し込まれているもの）
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の区役所介護保険業務担当
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000130467.html
備 考	

整理番号	福祉－規申－6
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課（06-6208-8033）
処分課（担当）名	各区保健福祉課（介護保険業務担当）
処分の名称	介護保険高額介護（介護予防）サービス費（相当事業費）支給申請
概 要	要介護、要支援状態にある被保険者が申請を行った場合、1か月に支払った介護保険サービス及び総合事業のサービスの利用者負担額について、一定の上限額を超えたとき支給の決定を行い通知をする。
根拠法令等 及び条項	大阪市介護保険条例施行規則第19条2項 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	同一の世帯に属する要介護被保険者等が、同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係利用者負担額を合算した額が一定の上限額を超えた場合に支給の決定を行う。世帯員が複数いる場合は世帯の上限額を超過した額を按分し支給の決定を行う。
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	お住まいの区の区役所介護保険業務担当
提出時期	随時
提出方法	介護保険高額介護（介護予防）サービス費（相当事業費）支給申請書、口座振替申出書）に必要事項を記載のうえ、被保険者証を提出する。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の区役所介護保険業務担当
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000311519.html
備 考	

整理番号	福祉－規申－7
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課（06-6208-8033）
処分課（担当）名	各区保健福祉課（介護保険業務担当）
処分の名称	高額介護合算療養費等支給申請
概 要	介護保険では「高額介護（介護予防）サービス費」の支給、医療保険では「高額療養費」の支給により自己負担の軽減が図られているが、両制度による負担が長期にわたり重複している世帯については、なお重い負担が残ることがある。そこで、なお残る介護保険と医療保険の1年間の自己負担額を合計した額について、負担上限額を設け、さらに負担の軽減を図る。
根拠法令等 及び条項	大阪市介護保険条例施行規則第19条2項 （ https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ）
審査基準	同一の世帯に属する被保険者等が、世帯で一年間に支払った介護保険サービス及び総合事業のサービスの利用者負担額（高額介護等で支給分は除く）及び医療保険等の利用者負担額（高額療養費で支給分は除く）について一定の上限額を超えた場合は、医療保険側に申請を行うことにより、介護保険の自己負担額を医療保険に連携を行い、医療保険で上限額を超えた分について、按分を行いそれぞれの制度ごとに額を確定し、介護保険側に計算結果を連携し介護保険での決定額について支給（不支給）の決定を行う。
標準処理期間	60日
経由日数	なし
提出先	お住まいの区の区役所介護保険業務担当
提出時期	随時
提出方法	高額介護合算療養費等支給申請書（兼自己負担額証明書交付申請書）に必要事項を記載のうえ、医療保険の被保険者証（後期高齢者医療制度もしくは国民健康保険）、介護保険の被保険者証を提出する。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の区役所介護保険業務担当
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000045798.html
備 考	

整理番号	福祉－規申－8
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課（06-6208-8033）
処分課（担当）名	各区保健福祉課（介護保険業務担当）
処分の名称	介護保険利用者負担額減額・免除申請
概 要	要介護、要支援状態にある被保険者が、災害等により住宅・家財又はその財産について著しく損害を受けたもの、あるいは、生計中心者の死亡や重度障害等により収入が著しく減少したものは、保険者が認めた場合その被保険者が負担する利用者負担額を6月以内の期間に限って減額及び免除することができる。
根拠法令等 及び条項	大阪市介護保険条例 第5条・第7条 （ https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） 大阪市介護保険条例施行規則 第20条・第21条 （ https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） 大阪市介護保険利用者負担減免事務取扱要領 （ https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000271009.html ） 大阪市介護保険利用者負担減免基準
審査基準	要介護、要支援状態にある被保険者が、次のいずれかの要件を満たしているとき、介護（予防）給付の割合を変更し、利用者負担を減免することができます。 （1）要介護（要支援）被保険者の属する世帯（前年中の合計所得金額が1,000万円以下のものに限る。）が、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受け、その損害の程度が3割以上の場合 （2）要介護（要支援）被保険者の属する世帯の者について、次のいずれかにより収入が著しく減少したことにより、当該世帯の収入認定額が生活保護基準による最低生活費認定額の135%以下となった場合 ア 死亡、心身の重大な障害、若しくは長期間の入院 イ 事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等 （干ばつ、冷害、凍結害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由を含む。）
標準処理期間	即日
経由日数	なし
提出先	お住まいの区の区役所介護保険業務担当
提出時期	随時
提出方法	介護保険利用者負担額減額・免除申請書に必要事項を記載のうえ、被保険者証及びサービス利用票別表の写し及び減免が必要な特別な事情及び所得等を証明する書類を提出する。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の区役所介護保険業務担当
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000271009.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課（06-6208-8033）
処分課（担当）名	各区保健福祉課（介護保険業務担当）
処分の名称	介護保険負担限度額認定申請
概 要	介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院）に入院または入所した場合や短期入所サービス（ショートステイ）を利用した場合、食費・居住費（滞在費・宿泊費）については利用者負担が発生するが、市民税非課税世帯の低所得者の方については、申請することによりサービス利用が困難とならないように1日あたりの負担限度額を設定し、施設に対しては負担上限額までを支払い、超えた額は利用者に代わって大阪市が施設に直接支払うことにより負担を軽減する。
根拠法令等 及び条項	大阪市介護保険条例施行規則 第21条の2、3 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	次の要件のいずれにも該当する者について申請することにより、その月の1日より適用する。 ・全ての世帯員及び配偶者が市町村民税非課税 配偶者の所得については、申請された被保険者と同一の世帯に属さない配偶者についても、市町村民税非課税であること。（世帯分離をしている場合や事実婚も含む。） ・預貯金額等が一定額以下
標準処理期間	即日
経由日数	なし
提出先	お住まいの区の区役所介護保険業務担当
提出時期	随時
提出方法	介護保険負担限度額認定申請書・収入等申告書、同意書に必要事項を記載のうえ、被保険者証及び必要に応じ通帳や年金振込通知書などの写しを提出する。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の区役所介護保険業務担当
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000098704.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部介護保険課（06-6208-8033）
処分課（担当）名	各区保健福祉課（介護保険業務担当）
処分の名称	介護保険利用者負担額減額・免除申請(旧措置入所者)
概 要	介護保険法施行日（平成１２年４月１日）において、旧老人福祉法第１１条第１項第２号の措置に係る者（「旧措置入所者」という。）については、施行日から５年間は介護保険法に規定する要介護被保険者とみなし、利用者負担額については、介護保険導入前の費用徴収額を上回らないようにするため、所得に応じて減額・免除を行う措置がとられてが、平成１７年４月１日以降もこの措置が延長されている。
根拠法令等 及び条項	大阪市介護保険条例施行規則 第22条・第23条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	旧措置入所者の利用者負担・食費・居住費について、平成１７年９月３０日現在において実質的に利用者負担の負担軽減を受けている者（利用者負担割合が５パーセント以下の者、「実質的負担軽減者」という。）については、平成１７年１０月以降も利用者負担、食費、居住費の合計額が、措置入所時の費用徴収額を上回らないよう負担軽減措置を受けることができる。 また、平成１７年９月３０日現在において利用者負担割合が１０％の「実質的負担軽減者」以外の者については、１０月１日以降「実質的負担軽減者」となることはなく、利用者負担割合は１０％のままである。利用者負担が困難な者にあつては一般の低所得者対策の対象となることから、収入等の要件を満たせば社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度等を利用することができる。 ・「実質的負担軽減者」以外の者 一般の低所得者と同じ負担軽減措置を受けることとなり、負担限度額認定と同じ基準による次の限度額（日額）を設定する。 ・「実質的負担軽減者」 利用者負担、食費、居住費の合計額が、措置入所時の費用徴収額を上回らないよう負担軽減措置を講じることになる。 費用徴収基準の「対象収入による階層区分」において、老齢福祉年金受給者と同等の区分（区分１～１６）に該当する場合は、利用者負担第２～４段階であっても利用者負担第１段階に該当するものとして算定する。また、費用徴収額（月額）との比較においては、利用者負担、食費、居住費に３１を乗じて得た額と比較し設定する。
標準処理期間	即日
経由日数	なし
提出先	お住まいの区の区役所介護保険業務担当
提出時期	随時
提出方法	介護保険利用者負担額減額・免除申請書に必要事項を記載のうえ、被保険者証、必要に応じて課税状況を証明する書類を提出する。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の区役所介護保険業務担当
ホームページ	
備 考	